

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年十二月二十五日条例第四十七号)

最終改正:平成三〇年 三月三〇日条例第二七号

改正内容:平成三〇年 三月三〇日条例第二七号

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

昭和五十九年十二月二十五日条例第四十七号

改正

- 昭和六一年 六月 六日条例第三九号
- 平成 元年 三月二九日条例第六〇号
- 平成 二年十一月二二日条例第五七号
- 平成 四年一月 一日条例第六七号
- 平成 七年 三月二〇日条例第三六号
- 平成一〇年一月二五日条例第七一号
- 平成一三年 三月二七日条例第四七号
- 平成一三年 七月一七日条例第五四号
- 平成一三年一月二八日条例第九五号
- 平成一四年一月二四日条例第七四号
- 平成一八年 三月二八日条例第三九号
- 平成一八年 七月一日条例第四九号
- 平成二二年一月一九日条例第四九号
- 平成二七年一月二五日条例第七三号
- 平成三〇年 三月三〇日条例第二七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年埼玉県条例第十四号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十二号。以下「法」という。)の規定に基づく風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の制限地域の指定、営業時間の制限等について必要な事項を定めるものとする。

(風俗営業の制限地域の指定)

第二条 法第四条第二項第二号に規定する条例で定める地域は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 別表に掲げる第一種地域

二 次の表の上欄に掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)から、当該施設ごとに、同表の下欄に掲げる当該施設の周辺の地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離以内の地域

施設	距離		
	別表に掲げる第二種地域	別表に掲げる第三種地域及び第四種地域	別表に掲げる第五種地域
学校(学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校で、同条に規定する大学以外のものをいう。)	百メートル	七十メートル	五十メートル
一 大学(学校教育法第一条に規定する大学をいう。) 二 図書館(図書館法(昭和三十五年法律第一百十八号)第二条第一項に規定する図書館をいう。) 三 病院及び診療所(医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院及び診療所をいう。ただし、診療所にあつては、患者を入院させるための施設を有するものに限る。) 四 児童福祉施設(児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)	七十メートル	五十メートル	三十メートル

五 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームをいう。）			
---	--	--	--

2 前項の規定は、次の各号に掲げる営業所については、適用しない。

- 一 常態として移動する列車等において行われる風俗営業に係る営業所
- 二 祭礼、縁日等地域的慣習による催しが開催される場合において、当該催しが開催される場所又は地域において、当該催しの開催期間（三月以内の期間に限る。）中に営む法第二条第一項第四号又は第五号の営業に係る営業所（習俗的行事その他の特別な事情のある日等）

第三条 法第十三条第一項ただし書に規定する条例で定める時は、午前一時とする。

2 法第十三条第一項第一号に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同項第一号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

- 一 十二月二十五日から翌年の一月八日までの日 県内の全地域
- 二 前号に掲げるもののほか、埼玉県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める日 公安委員会規則で定める地域及びその他の地域であつて次条第一項に規定する地域（午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域）

第三条の二 法第十三条第一項第二号に規定する午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、公安委員会規則で定める地域とする。

2 前項の公安委員会規則で定める地域は、法第二条第一項第四号の営業（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和三十九年政令第三百十九号。第六条第二項において「令」という。）第八条に規定する営業に限る。次条において「ぱちんこ屋等営業」という。）を除く風俗営業につき定めるものとする。

（ぱちんこ屋等営業の営業時間の制限）

第四条 ぱちんこ屋等営業を営む風俗営業者は、県内の全地域において、午前六時後午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時前（当該翌日が第三条第二項各号に掲げる習俗的行事その他の特別な事情のある日のいずれかに該当する場合における当該特別な事情のある地域にあつては、午前一時まで）の時間において、その営業を営んではならない。

（風俗営業に係る騒音及び振動の数値）

第五条 法第十五条に規定する条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域	数値		
	午前六時後午後六時前	午後六時から翌日の午前零時前	午前零時から午前六時まで
別表に掲げる第一種地域	五十五デシベル	五十デシベル	四十五デシベル
別表に掲げる第二種地域	六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル（備考に掲げる地域にあつては、四十五デシベル）
別表に掲げる第三種地域、第四種地域及び第五種地域	六十五デシベル	六十デシベル	五十デシベル
備考	1 都市計画法（昭和三十九年法律第百号）第八条第一項第一号の規定による第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められている地域のうち公安委員会規則で定める地域 2 都市計画法第五条第一項の規定による都市計画区域の指定がされている地域のうち、同法第八条第一項第一号の規定による用途地域として定められていない地域（公安委員会規則で定める地域を除く。） 3 都市計画法第五条第一項の規定による都市計画区域の指定がされていない地域（公安委員会規則で定める地域を除く。）		

2 法第十五条に規定する条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（風俗営業者の行為の制限）

第六条 風俗営業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 二 営業の用に供する家屋又は施設（旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に係る施設を除く。）で客を宿泊させ、又は就寝させないこと。
- 三 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- 四 営業所以外の場所で営業しないこと。
- 五 営業中において、施錠その他の方法によつて営業所の出入口若しくは客室を閉ざす行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 六 営業の用に供する家屋又は施設において、店舗型性風俗特殊営業を営み、又は他の者に営ませないこと。

2 法第二条第一項第四号の営業（ぱちんこ屋及び令第十五条に規定する営業に限る。）を営む風俗営業者は、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 客に提供した賞品を買いとらせないこと。

- 二 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 三 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。
- 四 営業所において客に飲酒をさせないこと。
- 3 前項第二号及び第三号の規定は、法第二条第一項第四号のまあじやん屋を営む風俗営業者について準用する。
- 4 第二項第四号の規定は、法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者について準用する。ただし、同号の営業を営む営業所において、風俗営業者が当該営業と兼ねて飲食店営業を営む場合は、この限りでない。
- 5 第一項第一号及び第三号から第六号まで並びに第二項第二号及び第三号の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。
(年少者の立入りの制限)
- 第七条** 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時から午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせないようにしなければならない。ただし、午後六時から午後八時までの時間において保護者（埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第三条第二号に規定する保護者をいう。）が同伴する場合は、この限りでない。
(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設)
- 第八条** 法第二十八条第一項（法第三十一条の三第二項の規定により適用する場合及び法第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、第二条第一項第二号の表の上欄に掲げる病院、診療所及び特別養護老人ホームとする。
(店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域)
- 第九条** 店舗型性風俗特殊営業、受付所営業（法第三十一条の二第四項ただし書に規定する受付所営業をいう。以下同じ。）及び店舗型電話異性紹介営業は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる地域において、これを営んではならない。
- 一 法第二条第六項第一号から第四号まで及び第六号の営業（同項第四号の営業にあつては、個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて、公安委員会規則で定める構造設備を有して営むもの（以下「モーテル営業」という。）に限る。）、受付所営業並びに同条第九項の営業 別表に掲げる第一種地域、第二種地域、第三種地域及び第五種地域
- 二 法第二条第六項第四号の営業（モーテル営業を除く。）及び同項第五号の営業 別表に掲げる第一種地域及び第二種地域
(店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限)
- 第十条** 店舗型性風俗特殊営業（法第二条第六項第四号の営業を除く。）、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業は、県内の全地域において、深夜（午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）において、これを営んではならない。
(店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の広告制限地域)
- 第十条の二** 法第二十八条第五項第一号口（法第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める地域は、第九条各号に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる地域とする。
(無店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業の広告制限地域)
- 第十条の三** 法第三十一条の三第一項及び法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口に規定する条例で定める地域は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる地域とする。
- 一 法第二条第七項第一号及び第十項の営業 別表に掲げる第一種地域、第二種地域、第三種地域及び第五種地域
- 二 法第二条第七項第二号の営業 別表に掲げる第一種地域及び第二種地域
(映像送信型性風俗特殊営業の広告制限地域)
- 第十条の四** 法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口に規定する条例で定める地域は、別表に掲げる第一種地域及び第二種地域とする。
(特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域)
- 第十条の五** 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号に規定する条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。
- 一 公安委員会規則で定める地域
- 二 第二条第一項第二号の表の上欄に掲げる病院、診療所、児童福祉施設（深夜において入所させるものに限る。）及び特別養護老人ホームの施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）から、当該施設ごとに、同表の下欄に掲げる別表に掲げる第五種地域に定める距離の範囲の外側にある地域
(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)
- 第十条の六** 特定遊興飲食店営業者は、県内の全地域において、午前五時から午前六時までの時間において、その営業を営んではならない。
(深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値)
- 第十条の七** 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条に規定する条例で定める深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音に係る数値は、第五条第一項の表上欄に掲げる別表に掲げる第三種地域、第四種地域及び第五種地域下欄に掲げる午前零時から午前六時までに定める数値とする。
- 2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条に規定する条例で定める深夜における特定遊興飲食店営業に係る振動に係る数値は、五十五デシベルとする。
(深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の数値)
- 第十一条** 法第三十二条第二項において準用する法第十五条に規定する条例で定める深夜における飲食店営業に係る騒音に係る数値は、第五条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる午前零時から午前六時までに係る数値とする。
- 2 法第三十二条第二項において準用する法第十五条に規定する条例で定める深夜における飲食店営業に係る振動に係る数値は、五十五デシベルとする。
(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)
- 第十二条** 酒類提供飲食店営業は、別表に掲げる第一種地域において、深夜において、これを営んではならない。
(風俗環境保全協議会を設置する地域)
- 第十三条** 法第三十八条の四第一項に規定する条例で定める地域は、公安委員会規則で定める地域とする。

(施行期日)

- 1 この条例は、風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十六号）の施行の日（昭和六十年二月十三日）から施行する。

(埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正)

- 2 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（昭和二十九年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項を次のように改める。

埼玉県公安委員会が行う金属くず営業に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第四十一号）に基づく許可等については、次の各号の定めるところにより、手数料を徴収する。

- 一 許可証の交付 六千円
- 二 許可証の再交付 七百円
- 三 届出済証の交付 七百円
- 四 届出済証の再交付 七百円
- 五 許可証の記載事項の書換え（法人の代表者の変更又は管理者の新設若しくは変更の場合に限る。） 二千五百円
- 六 許可証又は届出済証の記載事項の書換え（前号に該当する場合を除く。） 五百円

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例の一部改正)

- 3 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「風俗営業等取締法施行条例（昭和三十四年埼玉県条例第十四号）第一条第七号1に規定する遊技場」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第二百二十二号）第二条第一項第七号に規定する営業（まあじやん屋を除く。）」に改める。

(埼玉県証紙条例の一部改正)

- 4 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第十六条の四及び第十七条の九に規定する手数料
--

」

を

「

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第二百二十二号）第二十条第八項及び第四十三条に規定する手数料
消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第十六条の四及び第十七条の九に規定する手数料

」

に改める。

(埼玉県青少年健全育成条例の一部改正)

- 5 埼玉県青少年健全育成条例（昭和三十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「風俗営業等取締法（昭和三十二年法律第二百二十二号）第一条第七号」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第二百二十二号）第二条第一項第七号」に改める。

附 則（昭和三十九年六月六日条例第三十九号）

この条例は、昭和三十九年六月二十七日から施行する。

附 則（平成元年三月二十九日条例第六十号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年十一月二十二日条例第五十七号）

この条例は、平成三年一月一日から施行する。

附 則（平成四年十二月一日条例第六十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月二十日条例第三十六号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和三十二年法律第百号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、改正法附則第三条に規定する期間は、改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第五条第一項及び別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成十年十二月二十五日条例第七十一号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十二年三月二十七日条例第四十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年七月十七日条例第五十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年十二月二十八日条例第九十五号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成十四年十二月二十四日条例第七十四号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日条例第三十九号）

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成十八年七月十一日条例第四十九号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十月十九日条例第四十九号）

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十五日条例第七十三号）

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日条例第二十七号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

別表（第二条、第五条、第九条、第十条の二、第十条の五、第十条の七、第十一条、第十二条関係）

第一種地域	<p>一 都市計画法第八条第一項第一号の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域として定められている地域（公安委員会規則で定める地域を除く。）</p> <p>二 都市計画法第五条第一項の規定による都市計画区域の指定がされている地域のうち、同法第八条第一項第一号の規定による用途地域として定められていない地域で公安委員会規則で定める地域</p> <p>三 都市計画法第五条第一項の規定による都市計画区域の指定がされていない地域で公安委員会規則で定める地域</p>
第二種地域	第一種地域、第三種地域、第四種地域及び第五種地域以外の地域
第三種地域	都市計画法第八条第一項第一号の規定による商業地域として定められている地域（第四種地域及び第五種地域を除く。）
第四種地域	<p>一 さいたま市大宮区宮町四丁目二十五番一から二十五番六まで、二十五番九、二十五番十、二十五番十三から二十五番十七まで、二十五番二十一から二十五番二十三まで、二十五番二十六、二十五番二十八、二十五番二十九、二十五番三十一から二十五番三十三まで、二十六番一から二十六番四まで、二十八番一から二十八番五まで及び二十九番一から二十九番四までの地域</p> <p>二 川口市西川口一丁目十三番一から十三番十四まで及び十三番十六から十三番十九までの地域</p>
第五種地域	風俗営業の営業所が多数集合している地域のうち、公安委員会規則で定める地域